

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

令和2年7月4日

大阪府飲食業生活衛生同業組合 組合員各位

大阪府飲食業生活衛生同業組合 本部事務局

TEL 06-6761-5071

電話受付時間 10:00-12:00、13:00-16:00

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」は2021年3月まで制度が継続されます。

＜新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要＞

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来してる方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1： <u>最近1ヶ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方</u> 2：業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む)の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高
資金の使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする <u>設備資金</u> および <u>運転資金</u>
融資限度額	8,000万円(別枠)
利率(年)	基準利率 但し、4,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率(7/4 現在1.36%) $-0.9\%=0.46\%$ 、4年目以降は基準利率(1.36%)適用。
ご返済期間	設備資金 20年以内(うち据え置き期間5年以内) 運転資金 15年以内(うち据え置き期間5年以内)
担保	無担保

＜申し込みに必要な書類＞

個人・法人共通	<input type="checkbox"/> <u>借入申込書</u> *1 <input type="checkbox"/> <u>新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書</u> *2 【初めて公庫をご利用になる方は】 <input type="checkbox"/> 商売の概要書(自己申告書) *3 <創業計画書提出の場合は不要>
個人営業の方	<input type="checkbox"/> <u>最近2期分の申告決算書</u>
法人営業の方	<input type="checkbox"/> <u>最近2期分の確定申告書・決算書(勘定科目明細書を含む)</u> 【初めて公庫をご利用になる方は】 <input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本

- ※ 融資後は利息も含め公庫に返済いただきますが、後日当初3年間分の利息部分について返金される利子補給制度が実施されます。利子補給を受けることで、(3年間)実質的に無利子でご利用いただけます。
- ※ 業歴3ヶ月未満の方はご利用いただけません。
- ※ 返済期間などによって異なる利率が適用されます。
- ※ 日本政策金融公庫の審査があります。
- ※ 設備資金をお申込みの場合は「見積書」が必要です。
- ※ 新店、新業態を準備される方は「設備投資計画書」(*4)や平面図も必要となります。
- ※ *1~4の書類は日本政策金融公庫のホームページからダウンロードできます。
ご希望の方には組合本部からのご郵送いたします。

この制度には生衛組合員への利率優遇措置はありません。融資申し込みご希望の方は、上記書類をお揃いのうえお近くの日本政策金融公庫窓口へ直接お申込みください。尚、本部事務局にて書類の事前確認も行っております。ご希望の方はご連絡ください。

【組合員の方へ ご注意事項】

以下に該当する方は、生活衛生同業組合長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

- ① 過去に組合経由で受けた融資残額を、今回の制度を利用して借り換えご希望の方
- ② 将来、組合経由で受ける融資を利用して、今回の融資残額を借り換える可能性のある方

「振興事業に係る資金証明書」を発行するには

組合本部事務局（06-6761-5071）までご連絡ください。

組合員登録確認後発行し郵送いたしますので他の申請書類一式と一緒に公庫へ提出してください。この場合は「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」となります。

日本政策金融公庫への申請は、郵送でも可能です。また公庫ホームページからネット申込みもご利用いただけます。ネット申込みの場合上記「振興事業に係る資金証明書」や決算書類などは後日の公庫からの指示に従いご提出ください。